

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村義恭

子ども子育て支援新制度が施行され5年目を迎えます。様々な視点から更なる制度のブラッシュアップが求められる中、今回の会議に関して次のように考えを記載いたしますのでご検討頂きますようお願い致します。

○ 資料1 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について

1. (1) 支給認定証の交付等に関する事務負担軽減等に関するなどの事項について

事務負担の軽減を図る事は必要ではあるが、そのことによって安易に保育時間を長く使う事を助長させる事も懸念されることから引き続き慎重に対応する必要があると考えます。

3. (1) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運営改善などの事項について

認定こども園の中には同一法人内で小規模保育や企業主導型保育事業を運営するものもあります。子どもの育ちを考えると一人ひとりに寄り添う時間やある一定の集団で活動する環境が必要であると認識しておりますが、土曜日にこれらの環境を確保するためには、単に運営費の計算や捻出の観点ではなく、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等が相互に連携補完できる事が重要であると考えます。

4. (1) 施設類型、設置者及び利用者認定区分の違いによって「特別支援教育費補助」などの事項について

方向性(案)に賛同します。事務負担の観点のみではなく各園への支援が低下することのない様に留意しつつ検討すべきであると考えます。

4. (2) 3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否などに関するなどの事項について

認定こども園の施設基準については、認可幼稚園及び認可保育所の基準に準じ、更に何れか高い方の基準を用いています。この根底には子どもたちの育ちに大きく影響を与える環境における質も極めて重要であることを踏まえると、安易な基準緩和は行わないようお願い致します。

4. (3) 5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中における事項について

期間延長に感謝申し上げます。両免資格取得に対して時間の確保が難しい中、経験年数等を組み入れ軽減策を検討して頂きたい。

6. (5) 幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応について

子ども子育て支援法の対象は全ての子どもであります。特に障害を持つ子どもを受け入れる施設に対するより充実した受け入れ態勢を整えるためにも必要は加算や枠組み等が必要であり、是非進めて頂きたい。